

産 業 建 設 委 員 会

令和 4 年 12 月 13 日 (火)
午前 10 時 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】川上委員長、田畑副委員長
沖田委員、串崎委員、上野委員、布施委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】砂川副市长

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、大屋商工労働課長、官澤農林振興課長、永見水産振興課長、
大驛観光交流課長

(都市建設部) 戸津川都市建設部長、倉本維持管理課長、佐古建築住宅課長、皆尾災害復興室長

(金 城 支 所) 邊金城支所長、河内産業建設課長

(旭 支 所) 西川旭支所長、新開産業建設課長

(弥 栄 支 所) 馬場弥栄支所長、三浦産業建設課長

(三 隅 支 所) 久佐三隅支所長、石原防災自治課長

(総 務 部) 戸田契約管理課長

【事務局】大下書記

議 題

1 陳情審査

(1) 陳情第 65 号 道の駅について

(2) 陳情第 70 号 溝について

2 議案第 72 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

3 議案第 74 号 浜田市美又温泉会館条例を廃止する条例について

4 議案第 75 号 弥栄村定住化住宅建築資金利子助成に関する条例を廃止する条例について

5 議案第 84 号 指定管理者の指定について (浜田市都川交流促進施設)

6 議案第 85 号 指定管理者の指定について (浜田市石州和紙会館)

7 議案第 86 号 指定管理者の指定について (浜田市農産物集出荷貯蔵施設)

8 議案第 87 号 指定管理者の指定について (浜田市地域資源循環活用施設)

9 議案第 88 号 指定管理者の指定について (浜田市浜田漁港水産物荷捌所)

10 議案第 89 号 指定管理者の指定について (浜田市国民宿舎千畳苑)

11 議案第 90 号 指定管理者の指定について (浜田市美又温泉国民保養センター)

12 議案第 91 号 指定管理者の指定について (旭温泉あさひ荘)

裏面あり

13 議案第 93 号 財産の無償譲渡について（浜田市美又温泉会館）

14 議案第 97 号 市道路線の廃止について（井野 68 号線）

15 所管事務調査

(1) ゆうひパーク浜田の状況及び今後の方針について 【商工労働課】

(2) 森林環境譲与税の使途について 【農林振興課】

(3) 宿泊施設の現状について 【観光交流課・金城支所産業建設課】

(4) 令和 4 年度 地域の魅力を発信するイベントの開催状況について 【商工労働課】

(5) 浜田漁港周辺の賑わい創出について 【水産振興課】

16 執行部報告事項

(1) 令和 3 年 7 月・8 月豪雨災害復旧事業の進捗状況について 【災害復興室】

(2) 浜田市美又温泉会館の譲渡に係る市民への影響について 【金城支所産業建設課】

(3) 温泉総選挙 2022 について 【金城支所・旭支所産業建設課】

(4) ふるさと体験村の再開に係る取組状況について 【弥栄支所産業建設課】

(5) 建設工事における入札制度に関する変更について 【契約管理課】

(6) その他

17 その他

18 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて（委員間で協議）

19 【取組課題】 浜田市の現状と将来を見据えた一次産業の在り方について（委員間で協議）

陳 情 番 号	65
付 託 先 委 員 会	産業建設委員会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様

陳 情 (重要)

2022 年 11 月 17 日

口頭での説明を希望します。浜田市日脚町 ■■■ 森谷公昭



道の駅ゆうひパーク浜田

趣旨

鑑定評価＝時価 という認識は正しくないし、多くの市民は必要性を感じていない
買取は慎重に再考すべき

道の駅

道の駅浜田の建物を「経営不振を原因として」最大出資者である浜田市に約 2 億円で買い取ってもら
う方針が出された。

経営資料として、減価償却費を調整した損益が出されているが、

減価償却限度額（通常の会社は限度額で計上している）がわからないと連続性の判断ができない。

道の駅三隅は浜田市が資金を出すわけではないのに開示された。

道の駅浜田は、浜田市の減価償却費の要求を拒否したと聞いている。

浜田市民として、怒りを感じる。

経営不振で建物購入という形で助けてもらう会社の態度ではない。

正しい経営情報を把握したうえで、話に応じるようにできないかどうか、検討してもらいたい。



陳 情 番 号	70
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様 陳情 (重要) 2022 年 11 月 17 日

口頭での説明を希望します。浜田市日脚町 ■■■ 森谷公昭 ■■■

大型商業施設の近くの体力弱者が多い場所にあるフタのない溝の早期修理を望む

趣旨

大型商業施設の近くで、体力弱者が多い場所にあるフタのない溝が危険すぎる
早期修理を望む

溝

相生町 1396 あたりの溝が溝蓋もなく壊れており、高齢者も多く、買い物用の手押し車を押す老人も通る場所だが、今まで手つかずだった。

来年の 3 月末までには何とかする、とのことだが、体験村や歴史資料館、まちづくりセンターに使う金に比べるとわずかのことだ。

市役所に気をつかって、言いたいことも言えないようである。

他に通行する市民にも影響がある、何とか工事の時期を早めるよう検討していただきたい。



令和4年12月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（産業建設委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第72号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

…

1ページ

現行			改正後（案）		
（手数料の種類及び金額） 別表第9（第2条関係）			（手数料の種類及び金額） 別表第9（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合	1件	33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下この表及び次表において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関をいう。次表において同じ。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準（次表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1	1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合 (1) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）

現行			改正後（案）		
		<u>項に規定する設計住宅性能評価書（市長が別に定める基準に適合しているものに限る。次表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあつては、4,600円）</u>			<u>の提出がある場合にあつては、5,000円）</u>
			<u>(2) 床面積の合計が200㎡以上のもの</u>	1件	<u>38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）</u>
<u>2 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表及び次表において同じ。）又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前項に規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合（次項の場合を除く。）</u>			<u>2 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表、別表第11、別表第17及び別表第19において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）</u> 、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する非住宅部分を		<u>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては第3号に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除</u>
<u>(1) 計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「認定戸数」という。）が5戸以下のもの</u>	1件	<u>67,900円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）</u>			

現行			改正後（案）		
(2) <u>認定戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>	1件	<u>94,100円（適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）</u>	いう。以下この表及び次表において同じ。）を有しないものをいう。以下この表及び次表において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合 (1) <u>当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</u> <u>ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</u>	1件	く。）にあっては第1号又は第2号及び第3号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 225,000円（非住宅基準適合証（建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をい
(3) <u>認定戸数が11戸以上のもの</u>	1件	<u>132,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）</u>			
3 <u>共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（第1項に規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合</u> <u>(1) 住戸がある場合</u> <u>ア 総住戸数が5戸以下のもの</u> <u>イ 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>		<u>第1号から第3号までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</u> 1件 1件			

現行			改正後（案）		
<u>ウ 総住戸数が11戸以上のもの</u>	1件	<u>132,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）</u>			<u>う。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）</u>
<u>(2) 住人が共同で使用する部分（以下この表及び次表において「共用部分」という。）がある場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表から別表第11まで、別表第17及び別表第19において「省令」という。）第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）</u>	1件	<u>107,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）</u>	<u>イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</u>	1件	<u>277,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）</u>
			<u>(2) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（次表において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合</u>		
			<u>ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</u>	1件	<u>86,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</u>
<u>(3) 住戸部分及び共用部分以外の部分（以下この表及び次表において「非住宅部分」という。）がある場合</u>			<u>イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</u>	1件	<u>108,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）</u>
<u>ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</u>	1件	<u>237,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、</u>	<u>(3) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合</u>		

現行			改正後（案）		
<u>イ 非住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>9,200円）</u> <u>303,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）</u>	<u>ア 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</u>	<u>1件</u>	<u>67,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）</u>
<u>イ 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</u>	<u>1件</u>	<u>114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）</u>			
<u>4 住宅以外の建築物に係る計画の認定を受けようとする場合</u>					
<u>(1) 床面積の合計が300m²未満のもの</u>	<u>1件</u>	<u>237,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）</u>			
<u>(2) 床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>303,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）</u>			
別表第10（第2条関係）			別表第10（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
<u>1 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u>	<u>1件</u>	<u>16,800円（変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は</u>	<u>1 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u>		
			<u>(1) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部</u>	<u>1件</u>	<u>17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提</u>

現行			改正後（案）		
		<u>住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、2,300円）</u>			<u>出がある場合にあっては、3,000円）</u>
<u>2 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前表第1項に規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合（次項の場合を除く。）</u>			<u>分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が200㎡未満のもの</u>		
<u>(1) 計画の変更の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「変更認定戸数」という。）が5戸以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>前表第2項第1号に定める額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において同じ。）</u>	<u>(2) 計画の変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以上のもの</u>	<u>1件</u>	<u>19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</u>
<u>(2) 変更認定戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>前表第2項第2号に定める額の2分の1の額</u>	<u>2 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u>		<u>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては第</u>

現行			改正後（案）		
<u>(3) 変更認定戸数が11戸以上のもの</u>	1件	<u>前表第2項第3号に定める額の2分の1の額</u>			<u>3号に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては第1号又は第2号及び第3号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</u>
<u>3 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前表第1項に規定する住宅を除く。）に係る計画の変更の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u>		<u>第1号から第4号までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</u>			
<u>(1) 計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分を除く。）</u>			<u>(1) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u>		
<u>ア 計画の変更に係る住戸数（以下この表において「変更に係る住戸数」という。）が5戸以下のもの</u>	1件	<u>前表第3項第1号アに定める額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この号において同じ。）</u>	<u>ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</u>	1件	<u>225,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）</u>
<u>イ 変更に係る住戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>	1件	<u>前表第3項第1号イに定める額の2分の1の額</u>	<u>イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</u>	1件	<u>277,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）</u>

現行			改正後（案）		
<u>ウ 変更に係る住戸数が11戸以上のもの</u>	1件	<u>前表第3項第1号ウに定める額の2分の1の額</u>	<u>(2) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>		
<u>(2) 計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分に限る。）</u>			<u>ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</u>	1件	<u>86,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</u>
<u>ア 計画の変更により増加する住戸数が5戸以下のもの</u>	1件	<u>67,900円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）</u>	<u>イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計の300㎡以上のもの</u>	1件	<u>108,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）</u>
<u>イ 計画の変更により増加する住戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>	1件	<u>94,100円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）</u>	<u>(3) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合</u>		
<u>ウ 計画の変更により増加する住戸数が11戸以上のもの</u>	1件	<u>132,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）</u>	<u>ア 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの</u>	1件	<u>67,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）</u>
<u>(3) 計画の変更に係る共用部分がある場合（省令第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）</u>	1件	<u>107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）</u>	<u>イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上のもの</u>	1件	<u>114,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）</u>

現行			改正後（案）
<u>(4) 計画の変更に係る非住宅部分がある場合</u> <u>ア 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300m²未満のもの</u> <u>イ 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの</u>	1件 1件	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円） 303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）	
<u>4 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</u> <u>(1) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2</u>	1件	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、9,200	

現行			改正後（案）		
<u>分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m²未満のもの</u> <u>(2) 変更に係る部分の床面積の合計が300m²以上500m²以内のもの</u>					
	1件	円) 303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円)			
別表第17（第2条関係）			別表第17（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
1 申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）についての計画の認定を受ける場合			1 申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この表において同じ。）についての計画の認定を受ける場合		
(1) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計	(1) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計

現行			改正後（案）		
建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）である場合 ア　〔略〕 （ア）　〔略〕		画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物<u>（住戸の部分</u> _____ _____ _____ _____に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合<u>及び住戸の部分</u>に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額			
			建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）である場合 ア　〔略〕 （ア）　〔略〕		画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物<u>（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び次表において同じ。）</u>に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合<u>及び住宅部分</u>_____に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕

現行			改正後（案）		
(イ) [略]	[略]	[略]	(イ) [略]	[略]	[略]
イ [略]			イ [略]		
(ア) [略]	[略]	[略]	(ア) [略]	[略]	[略]
(イ) [略]	[略]	[略]	(イ) [略]	[略]	[略]
ウ 当該建築物の住宅部分 <u>（建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第 11条第1項に規定する住宅 部分をいう。）（住宅部分 のうち住戸の部分に限って 計画の認定を受けようとす る場合にあっては、住戸の 部分）（以下この表から別 表第19までにおいて単に 「住宅部分」という。）に</u> ついて評価を行う場合			ウ 当該建築物の住宅部分 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____に ついて評価を行う場合		
(ア) [略]	[略]	[略]	(ア) [略]	[略]	[略]
(イ) [略]	[略]	[略]	(イ) [略]	[略]	[略]
(2) [略]			(2) [略]		
ア [略]	[略]	[略]	ア [略]	[略]	[略]

現行			改正後（案）		
イ [略]	[略]	[略]	イ [略]	[略]	[略]
2 [略]		[略]	2 [略]		[略]
別表第18（第2条関係）			別表第18（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
1 計画に記載されている建築物について変更する場合		変更する建築物について、1件ごとに第1号ア又はイに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額	1 計画に記載されている建築物について変更する場合		変更する建築物について、1件ごとに第1号ア又はイに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（ <u>住戸の部分</u> に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び <u>住戸の部分</u>	(1) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはア又はイに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（ <u>住宅部分</u> に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはウに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び <u>住宅部分</u>

現行			改正後（案）		
		に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額			に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはア又はイ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
ア [略]			ア [略]		
(ア) [略]	[略]	[略]	(ア) [略]	[略]	[略]
(イ) [略]	[略]	[略]	(イ) [略]	[略]	[略]
イ [略]			イ [略]		
(ア) [略]	[略]	[略]	(ア) [略]	[略]	[略]
(イ) [略]	[略]	[略]	(イ) [略]	[略]	[略]
ウ [略]			ウ [略]		
(ア) [略]	[略]	[略]	(ア) [略]	[略]	[略]
(イ) [略]	[略]	[略]	(イ) [略]	[略]	[略]
(2) [略]			(2) [略]		
ア [略]	[略]	[略]	ア [略]	[略]	[略]

現行			改正後（案）		
イ [略]	[略]	[略]	イ [略]	[略]	[略]
2 [略]		[略]	2 [略]		[略]
3 [略]		[略]	3 [略]		[略]

議案第 97 号 市道路線の廃止について（井野 68 号線）

井野 68 号線
延長 187.4m
幅員 1.4m～4.0m



ゆうひパーク浜田の状況及び今後の方針について

今後のスケジュール

12 月	建物取得予算上程
R5 年 1～2 月	ゆうひパーク浜田㈱との財産取得仮契約
3 月	財産取得議決 財産無償貸付議決（財産取得議決後に追加提案） ゆうひパーク浜田㈱との建物使用貸借契約書 締結
4 月	ゆうひパーク浜田㈱へ無償貸付開始

財産取得後の 3 年間及びその後の方針

1 道の駅ゆうひパーク浜田の方向性

- ①「道の駅」登録・案内要綱の制度変更を受け、当市でも民間事業者の自由な発想で運営できる「道の駅」を目指す。
- ②運営方法は、これまでの「指定管理者制度」ではなく、「民間事業者に対する財産貸付制度」による運営を取り入れる。
- ③道の駅の休業などの空白期間を置かずに「財産貸付制度」を取り入れるためには、現設置者である「ゆうひパーク浜田㈱」に3年の間、運営させる。

2 財産取得後 3 年間の方針

- ・市から財産貸付を受けた上で、「道の駅」登録・案内要綱に基づき引き続きゆうひパーク浜田㈱を道の駅設置者として運営を行う。

3 3 年後以降の方針

- ・公募型プロポーザルにて選定した民間事業者との間で建物使用貸借契約及び「道の駅」の機能維持等に関する協定を締結し、民間事業者を道の駅設置者として運営を行う。
- ・そのため、道の駅ゆうひパーク浜田の機能等を検討するため、令和 5～6 年度にかけて調査・検討を行う。（市民アンケートやサウンディング調査等の実施）

ゆうひパーク浜田㈱の状況について

1 元金返済猶予の状況及び経営改善資金の取扱い

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による売上減に伴う支払い困難なことを理由として、島根県中小企業活性化協議会とともに「収益力改善計画」を策定し、売上高の確保と経費の見直しにより赤字幅の減少に努めている。
- ・市の貸付金である経営改善資金については、令和 4 年 10 月 27 日に開催されたゆうひパーク浜田㈱関係者会議において、市の財産取得後における優先返済を債権者である金融機関 5 行及び主要株主に了承いただいた。

2 売上状況及び入込客数について

・第21期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）～第30期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の状況

【損益計算書】

（単位：千円）

	第21期 (H25. 3月期)	第22期 (H26. 3月期)	第23期 (H27. 3月期)	第24期 (H28. 3月期)	第25期 (H29. 3月期)	第26期 (H30. 3月期)	第27期 (H31. 3月期)	第28期 (R2. 3月期)	第29期 (R3. 3月期)	第30期 (R4. 3月期)
売上高	353, 278	340, 552	320, 754	337, 447	327, 091	319, 111	314, 345	329, 914	246, 439	249, 857
売上原価	187, 208	180, 712	172, 714	178, 161	175, 485	167, 010	164, 544	181, 430	133, 365	140, 041
売上総利益	166, 070	159, 839	148, 040	159, 285	151, 606	152, 100	149, 800	153, 528	113, 074	109, 816
販管費	171, 971	178, 803	167, 794	170, 802	169, 529	169, 260	163, 541	161, 878	151, 672	120, 998
(内減価償却)	0	0	0	0	0	0	6, 686	3, 266	0	0
営業利益	▲5, 900	▲18, 963	▲19, 754	▲11, 516	▲17, 923	▲17, 159	▲13, 740	▲8, 349	▲38, 598	▲11, 182
営業外収益	17, 131	15, 851	15, 525	16, 410	14, 232	15, 854	17, 673	14, 562	25, 134	25, 902
営業外費用	2, 059	2, 279	2, 547	2, 801	3, 054	3, 197	3, 565	5, 681	7, 587	5, 496
経常利益	9, 171	▲5, 391	▲6, 776	2, 092	▲6, 745	▲4, 502	367	532	▲21, 051	9, 224
特別利益	0	▲104	0	8	0	▲70	0	0	▲24, 377	▲766
税引前当期利益	9, 171	▲5, 495	▲6, 776	2, 100	▲6, 745	▲4, 572	367	532	▲45, 428	8, 458
法人税等	233	232	232	232	232	232	208	208	209	209
当期純利益	8, 938	▲5, 728	▲7, 008	1, 868	▲6, 977	▲4, 805	158	323	▲45, 637	8, 249
入込客数	486, 833	427, 252	380, 253	393, 564	379, 103	361, 318	360, 110	344, 022	256, 521	257, 250
レジ通過客数	307, 464	296, 853	286, 298	300, 083	288, 688	278, 254	268, 895	253, 661	182, 796	185, 838

森林環境譲与税の使途について

令和4年12月13日
産業建設委員会資料
産業経済部農林振興課

(円)			
1.森林環境譲与税交付額	R元	R2	R3
1.森林環境譲与税交付額①	21,197,000	45,046,000	45,056,000

2.執行額			(円)		
事業項目	事業内容	R元	R2	R3	
1.森林整備・管理事業	森林の境界確認、測量、再委託に係る森林整備委託費、事務費等	2,340,348	3,219,040	814,999	
2.森づくりアドバイザー事業	森林に精通するアドバイザーの雇用による森林の現況調査及び指導			37,600	
3.個人林家支援	個人林家が行う保育事業(新植、下刈り、間伐等)に対する補助	1,145,200	1,047,600	2,264,200	
4.林内路網整備	原木搬出用の作業道設置に対する補助		3,000,000	3,217,000	
5.製材専門職育成(担い手育成事業等)	木工職人の雇用・育成経費	3,240,000	3,239,500	3,239,500	
6.森林経営管理委託	森林経営推進センター業務委託費			2,750,000	
7.市産材認証事業	市産材の認証及び普及に関する事業	144,000	201,000	297,000	
8.市産広葉樹材研究広葉樹製品開発支援	市産広葉樹製品の開発支援補助	1,500,000	1,500,000	1,500,000	
9.製材工場施設機能強化事業	製材に必要な機械・施設整備費の補助		5,593,000	6,000,000	
10.市産材住宅建築促進事業	市産材(県産材)を使用した住宅建築に対する施工主及び施工業者への補助	5,794,000	3,904,000	3,840,000	
11.林業従事者育成支援	林業従事者が受講する講習会(林業・木材製造業労働災害防止協会主催)への受講補助	79,000	142,000	102,000	
12.森林環境教育普及啓発事業	木育指導者及び林業研究グループが行う木育活動補助	118,000	41,000	249,000	
13.林業作業安全対策支援	林業作業員の安全対策装備支援			551,000	
14.木育推進事業	出生祝い品(木製玩具)の試作費			38,500	
15.原木椎茸生産支援	原木椎茸生産組合に対する原木購入支援			4,431,000	
16.市産建築材品質向上事業	JAS認定取得・更新及び機械整備費の補助	1,500,000	113,000		
17.森林経営管理環境整備事業	再委託を受ける林業経営者が行う森林整備費の補助		626,000		
合計②		15,860,548	22,626,140	29,331,799	

差引①-②(森林環境譲与税基金積立額)	5,336,452	22,419,860	15,724,201
---------------------	-----------	------------	------------

宿泊施設の現状について

1. 施設の概要

施設名	延床面積	客室数 (定員)	建築年	事業費
			耐用年数	
国民宿舎千畳苑	3,877 m ²	32 室 (120 名)	平成 11 年 令和 41 年	1,506,000 千円
かなぎウエスタン ライディングパーク	4,003 m ²	6 室 (24 人) 研修棟 (15 人)	平成 7 年 令和 18 年	535,338 千円
リフレパーク きんたの里	2,501 m ²	13 室 (67 人)	平成 10 年 令和 10 年	582,808 千円
森の公民館	(本館) 222 m ²	3 室 (15 人)	平成 8 年	61,999 千円
	(バンガロー) 41 m ² ×2 棟	2 棟 (16 人)	令和 19 年	
美又温泉 国民保養センター	2,826 m ²	15 室 (38 人)	昭和 44 年	639,796 千円
			令和 12 年	

2. 過去 5 年間の主な修繕等の状況

施設名	内容及び費用	
国民宿舎千畳苑	R4 自動火災報知設備改修 (工事中)	8,712 千円 (予定)
	R3 空調換気設備及びトイレ改修	12,100 千円
	R2 空調機器更新工事	14,960 千円
かなぎウエスタン ライディングパーク	R4 レストラン棟テラス改修	6,825 千円 (予定)
	H30 スロープ改修 外	5,765 千円
リフレパークきんたの里	R4 女性露天風呂デッキ改修	3,940 千円 (予定)
	R3 地下給湯配管修繕	4,251 千円
	R2 女風呂露天フェンス改修	2,662 千円
	R1 宴会場空調工事 外	12,396 千円
	H30 大規模改装工事	7,538 千円
森の公民館	R4 屋外給水管、ガス給湯器修繕	463 千円
	R3 研修棟ガス給湯器修繕	120 千円
	H30 自動火災報知機修繕 外	354 千円
美又温泉 国民保養センター	R3 外壁等修繕	473 千円
	R2 駐車場、脱衣場改修 外	6,107 千円
	R1 浄化槽修繕	1,652 千円
	H30 宿泊再開に向けた改修	19,494 千円

3. 施設及び設備において修繕事案が発生した場合の対応について

指定管理に係る協定書に基づき、施設及び設備の修繕は指定管理者が対応、または市及び指定管理者で協議して対応しています。また、中規模以上の修繕等については計画的に予算計上して対応しています。

令和4年度 地域の魅力を発信するイベントの開催状況について

令和4年12月13日
産業建設委員会資料
産業経済部

地域	名 称	主催	開催回数	会場	情報発信の方法	来場者数（人）
全域	浜田の夜神楽週末公演	一般社団法人浜田市観光協会	45回 (予定)	三宮神社	ポスター、チラシ、石見神楽公式HP、SNS	各回約45人
浜田	石州浜っ子春まつり	浜っ子まつり振興会 浜っ子まつり実行委員会	1回	オンライン	チラシ、ケーブルテレビ、観光協会HP、YouTube、広報はまだ、新聞折込、SNS	放送のみ
浜田	旅先deふるさと納税イベント	ふるさと寄附推進室	1回	ゆうひパーク浜田	ふるさと寄附メールマガジン、SNS、報道投げ込み、ふるさと納税特設サイト	(ブース来場者) 約130人
浜田	石州浜っ子夏まつり	浜っ子まつり振興会 浜っ子まつり実行委員会	1回	浜田漁港一帯	チラシ、ケーブルテレビ、観光協会HP、YouTube、広報はまだ、新聞折込、SNS	約4,000人
浜田	山陰浜田港秋祭り：旅先deふるさと納税イベント (ふるさと寄附ブース)	主催：浜田漁港周辺エリア活性化イベント実行委員会	1回	はまだお魚市場	ふるさと寄附メールマガジン、SNS、報道投げ込み、ふるさと納税特設サイト	(ブース来場者) 約30人
浜田	BB大鍋フェスティバル	BB大鍋フェスティバル実行委員会	1回	はまだお魚市場周辺特設会場	ポスター、チラシ、観光協会HP	3,500人
全域	山陰浜田港マリン大橋 リレーマラソン	山陰浜田港マリン大橋 リレーマラソン実行委員会	1回	浜田漁港周辺	ポスター、チラシ、大会公式HP、RUNNET、SNS、広報はまだ、報道投げ込み	3月開催予定
浜田	日本石見神楽大会	日本石見神楽大会実行委員会	1回	石中央文化ホール	ポスター、チラシ、大会公式HP、SNS	3月開催予定
浜田	BUY浜田昼市	商工労働課	1回	ゆうひパーク浜田（予定）	新聞折込、ゆうひパーク浜田HP	
金城	美又温泉まつり	美又温泉まつり実行委員会	20回程度	美又温泉国民保養センター、美又温泉会館	ポスター、SNS、広報はまだ	約30名/回 (夜神楽)
金城	森づくりは海づくり in浜田	森づくりは海づくりin浜田実行委員会	1回	かなぎウェスタンライディングパーク及び堂床山	チラシ、金城地域内各小中学校へチラシ配付	約40人
金城	さざんか祭り	さざんか祭り実行委員会	1回	ふれあいジム・かなぎ	チラシ、ポスター、浜田市HP	約5,500人
金城	神楽の里 かなぎ共演大会	金城町石見神楽社中連絡協議会	中止			
旭	旭温泉まつり	旭温泉まつり実行委員会	中止			
旭	なんとと舞いんさるほーほーほたるこい祭り	ふる里市木 (市木地区まちづくり推進委員会)	中止			
旭	あさひライジングサンスポーツ王国	あさひライジングサンスポーツ王国 実行委員会	3回	旭公園陸上競技場、市民体育館	過去の参加チームに案内（コロナ禍のため）	約170人
旭	旭温泉湯ったり神楽	旭支所産業建設課	中止			
旭	旭ふる里まつり	旭ふるさとまつり実行委員会	1回	旭支所周辺 市民体育館	ポスター、チラシ、ケーブルテレビ、広報はまだ、浜田市HP、観光協会HP、報道投げ込み	約2,000人
旭	石見のまんなか神楽市	石中央商工会青年部	中止			

地域	名 称	主催	開催回数	会場	情報発信の方法	来場者数（人）
弥栄	第36回弥栄ふるさとまつり	弥栄ふるさとまつり実行委員会	1回	弥栄支所前イベント広場	ポスター、チラシ、観光協会HP、広報はまだ	中止
弥栄	弥栄産業まつり	弥栄産業まつり実行委員会	1回	弥栄支所前イベント広場	ポスター、チラシ、浜田市HP	1,800人
弥栄	どぶろくの里弥栄神楽まつり	弥栄神楽まつり実行委員会	1回	弥栄会館	ポスター、チラシ、観光協会HP	400人予定
三隅	大平桜まつり	大平桜まつり実行委員会	中止			
三隅	三隅つつじ祭り	三隅つつじまつり実行委員会	中止			
三隅	三隅の石見神楽舞い	三隅町石見神楽協議会	撮影のみ	三隅中央会館	ケーブルテレビ放送、DVD販売	
三隅	梅狩り	三隅支所産業建設課	1回	三隅公園	チラシ、広報はまだ、ケーブルテレビ、浜田市HP、観光協会HP	575人
三隅	室谷の棚田まつり	両谷連合自治会	中止			
三隅	平原柿まつり	平原柿まつり実行委員会	1回	東平原上集会所	チラシ、新聞折込	約400人
三隅	みすみフェスティバル	みすみフェスティバル実行委員会	1回 (2日間)	三隅中央公園 三隅中央会館	ポスター、チラシ、広報はまだ、ケーブルテレビ、浜田市HP、 観光協会HP	4,466人/2日間
東京都	豊洲場外マルシェ (ふるさと寄附ブース)	豊洲場外マルシェ運営実行委員会	1回	メブスク豊洲	ふるさと寄附メールマガジン、SNS	(ブース来場者) 約90人
東京都	石見神楽国立劇場公演	石見神楽国立劇場公演実行委員会	1回	国立劇場	ポスター、チラシ、公式HP、SNS、Googleディスプレイ広告、 浜田応援団等への案内、ふる寄附出品及びメルマガ、ケーブルテレビ、 デジタルサイネージ（日比谷しまね館他）、広報はまだ、報道投げ込み	約2,000人
東京都	石見神楽国立劇場公演 (ふるさと寄附ブース)	石見神楽国立劇場公演実行委員会	1回	国立劇場	ふるさと寄附メールマガジン、SNS、ふるさと納税特設サイト	(ブース来場者) 約140人
松阪市	石見神楽松阪上演会	松阪市	1回	クラギ文化ホール	ポスター、チラシ、浜田市HP	約700人
広島市	第9回神楽の日～広島広域都市圏～	広島広域都市圏協議会”神楽”まち 起こし協議会	1回 (3日間)	広島駅南口エールエール地下広場	ポスター、チラシ、浜田市HP、SNS	(3日間合計) 2,625人
広島市	浜田市・美郷町・邑南町へ、来て みんな祭（さい）	浜田市と邑南町との「食」を通じた 観光・文化交流協議会、美郷町	1回	KOIPPLACE 芝生広場(広電西広島駅前)	チラシ、KOIPPLACE事務局HP、SNS	約1,000人
広島市	石見ふるさとフェア (ふるさと寄附ブース)	石見ツーリズムネット	1回	広島マリーナホップ	ふるさと寄附メールマガジン、SNS、報道投げ込み、 マリーナホップHPへの掲載	(ブース来場者) 約80人
横浜市	ふるさとチョイス大感謝祭	株式会社トラストバンク（ふるさと チョイス運営会社）	1回	パシフィコ横浜	ふるさと寄附メールマガジン、SNS、案内はがき、 ポータルサイト上の特集ページ	(ブース来場者) 約630人

浜田漁港周辺の賑わい創出について

1 賑わいイベントの開催状況について

《令和 3 年度》

実施日	イベント名	主な内容	参加者数	主催者	広報の方法
7 月 22 日 ～23 日	はまだお魚市場 グランドオープン	BUY はまだ昼市 神楽上演など	6,700 人	浜田市 ㈱第一ビルサービス	折込チラシ、 HP、SNS
8 月 11 日 ～31 日	はまだお魚市場 フェア	食関係イベント	—	㈱第一ビルサービス	HP、SNS
11 月 6 日	BB 大鍋フェスティバル 2021	食関係イベント	2,500 人	BB 大鍋フェスティ バル実行委員会	HP、浜田市広 報など
11 月 6 日 ～7 日	お魚市場秋祭	食関係イベント	—	㈱第一ビルサービス	HP、SNS

※指定管理者（㈱第一ビルサービス）が隔週でフェアを開催。

※7 月 25 日 クルーズ船「飛鳥Ⅱ」寄港を予定していたが、コロナ感染拡大に伴い中止。

※9 月 18 日 2021 石州浜っ子夏祭りを予定していたが、コロナ感染拡大に伴い中止。

《令和 4 年度》

実施日	イベント名	主な内容	参加者数	主催者	広報の方法
9 月 10 日	2022 石州浜っ子 夏まつり	花火大会	4,000 人	浜っ子まつり振興会	HP、浜田市広 報など
10 月 23 日	山陰浜田港秋のわくわ くマルシェ	食関係イベント 神楽上演など	1,000 人	浜田漁港周辺エリア活性 化イベント実行委員会	折込チラシ、 HP、SNS
11 月 5 日	BB 大鍋フェスティバル 2022	食関係イベント	3,000 人	BB 大鍋フェスティ バル実行委員会	HP、浜田市広 報など
11 月 26 日	Bell Festival	フリーマーケッ ト	—	㈱第一ビルサービス	折込チラシ、 HP、SNS

※指定管理者（㈱第一ビルサービス）が隔週でフェアを開催。

※6 月 10 日 浜田漁港周辺エリア活性化イベント実行委員会を立ち上げ、漁港エリアにおける賑わい創出を検討。

2 路線バスの活用状況について

・バス停留所（はまだお魚市場）

調査日	便数	始発地	終点地	乗	降	合計
6 月 6 日（月）	4 便	周布	江津駅	2	0	2
6 月 6 日（月）	4 便	江津駅	周布	0	8	8

※石見交通㈱令和 4 年度乗降調査より。

令和3年7月・8月豪雨災害復旧事業の進捗状況について

令和4年11月30日 現在

種 別		災害 件数	契約 件数	契約金額（円）	発注率	完了 件数	進捗率
土木災害	河川	22	21	205,225,951	95.5%	10	45.5%
	道路	68	65	370,269,874	95.6%	40	58.8%
	小計	90	86	575,495,825	95.6%	50	55.6%
農林災害	農地	48	48	110,387,200	100.0%	24	50.0%
	農業用施設	19	19	65,059,500	100.0%	11	57.9%
	林道	14	14	102,742,200	100.0%	11	78.6%
	小計	81	81	278,188,900	100.0%	46	56.8%
合 計		171	167	853,684,725	97.7%	96	56.1%

発注率＝契約件数/災害件数

進捗率＝完了件数/災害件数

地域別の進捗状況

種 別			浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計
土木災害	河川	災害 件数	3	8	3	6	2	22
		完了 件数	2	3	2	3	0	10
	道路	災害 件数	13	19	13	18	5	68
		完了 件数	9	11	10	6	4	40
	小計	災害 件数	16	27	16	24	7	90
		完了 件数	11	14	12	9	4	50
農林災害	農地	災害 件数	5	12	13	12	6	48
		完了 件数	3	6	6	7	2	24
	農業用施設	災害 件数	6	3	6	3	1	19
		完了 件数	4	2	2	2	1	11
	林道	災害 件数	2	2	7	1	2	14
		完了 件数	2	2	5	1	1	11
	小計	災害 件数	13	17	26	16	9	81
		完了 件数	9	10	13	10	4	46
合 計		災害 件数	29	44	42	40	16	171
		完了 件数	20	24	25	19	8	96

浜田市美又温泉会館の譲渡に係る市民への影響について

浜田市美又温泉会館については、来年度に本施設の寄附者へ無償譲渡を行う予定としています。

当該施設の利用者への配慮として、次のとおり対応を検討しております。

1 公衆浴場としての存続について

当該施設は、昭和 33 年度に地元の公衆浴場として寄附を受けた施設であり、寄附を受けた後は、市民の保養と健康の増進のための施設として、市が運営してきました。

施設の譲渡後については、譲渡先と協議を行い、引き続き 10 年間は公衆浴場として運営すること、10 年間は他者へ譲渡を行わないことで協議を行いました。

2 入浴料金等について

入浴料金及び 2 階（老人福祉センター）の使用料については、当面の間は現行の料金とすることで協議を行っています。

3 定期券及び回数券について

施設の譲渡までの間に市が発行した定期券及び回数券については、令和 5 年 4 月 1 日からも引き続き使用できるよう協議を進めています。

当該施設の譲渡後において更なる利便性の向上となるよう協議を進めてまいります。

「温泉総選挙 2022」について

1. 温泉総選挙とは

「温泉総選挙 2022」(<https://kanko.onsen-ouen.jp/>) とは、温泉地の活性化プロジェクトを実施している「旅して日本プロジェクト」(運営事務局：株式会社ジャパンデザイン、本社：東京都渋谷区、代表取締役／山下 太郎) が、5 省庁（環境省、内閣府、総務省、経済産業省、観光庁）の後援を受けて主催する、全国の温泉地からお気に入りの温泉地を応援することができる web 上の投票イベントで、今年度で 7 年目となります。昨年度は、美又温泉が「うる肌部門」で第 1 位に、旭温泉が「リフレッシュ部門」で第 3 位を獲得しました。

今年度は、美又温泉は「うる肌部門」に、旭温泉は「歴史・文化部門」にエントリーし、令和 4 年 11 月 1 日(火)から令和 5 年 2 月 15 日（水）まで投票が行われます。

2. 投票方法

- ・温泉総選挙のサイトの美又温泉、旭温泉のページ下部にある「投票ボタン」をクリックすることで、応援投票が完了します。

(ページ上部の親指ボタンをクリックすると投票ボタンまで移動できます。)

- ・応援投票は、1 日につき 1 回投票することができます。

- ・美又温泉投票ページ

<https://kanko.onsen-ouen.jp/onsen/美又温泉/>



- ・旭温泉投票ページ

<https://kanko.onsen-ouen.jp/onsen/旭温泉/>



ふるさと体験村の再開に係る取組状況について

ふるさと体験村につきましては、令和5年4月の再開に向け準備を進めておりますが、現在の取組状況を下記のとおり報告します。

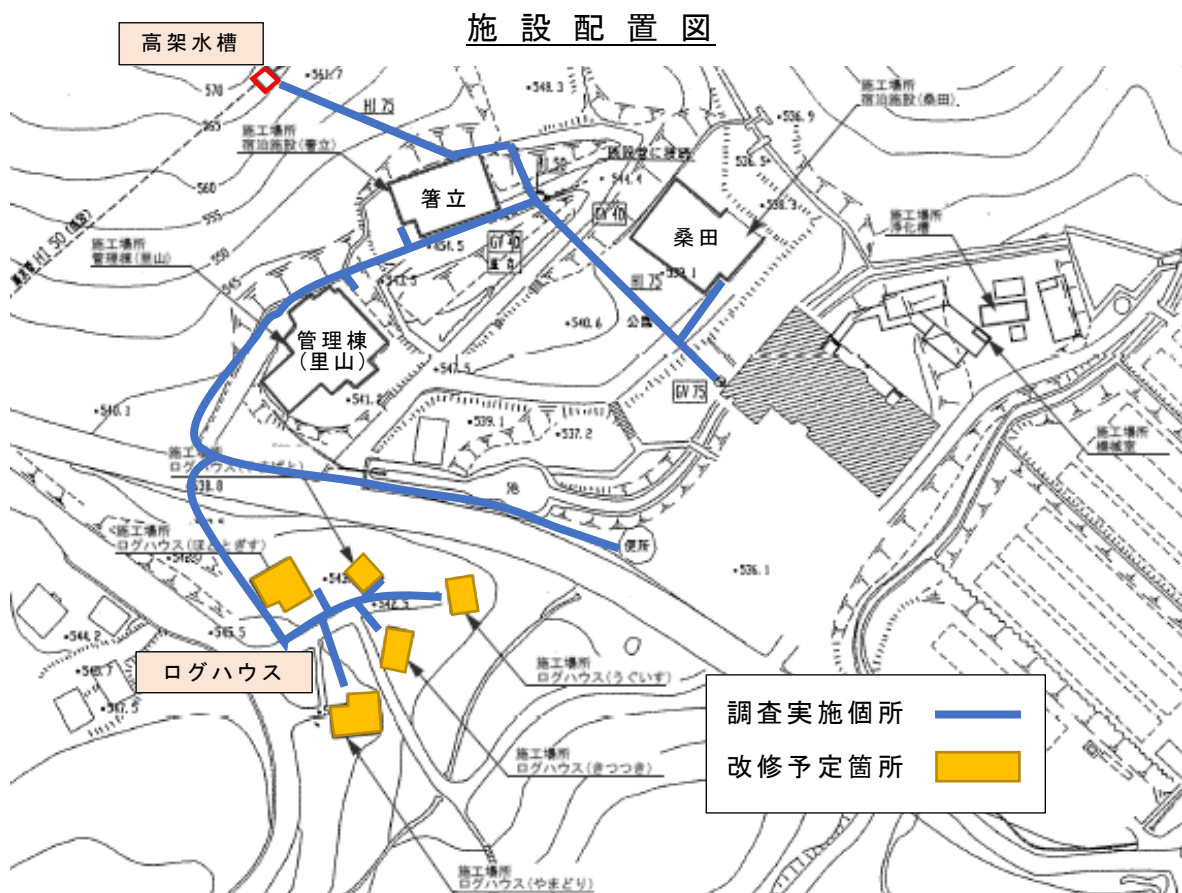
1 漏水調査について

- (1) 調査概要 高架水槽から各施設の給水配管の漏水調査
- (2) 調査結果 施設運営に支障となる漏水は発見されませんでした。

2 施設給水管の改修について

11月2日開催の産業建設委員会にて報告した漏水箇所について、次のとおり改修を予定しております。

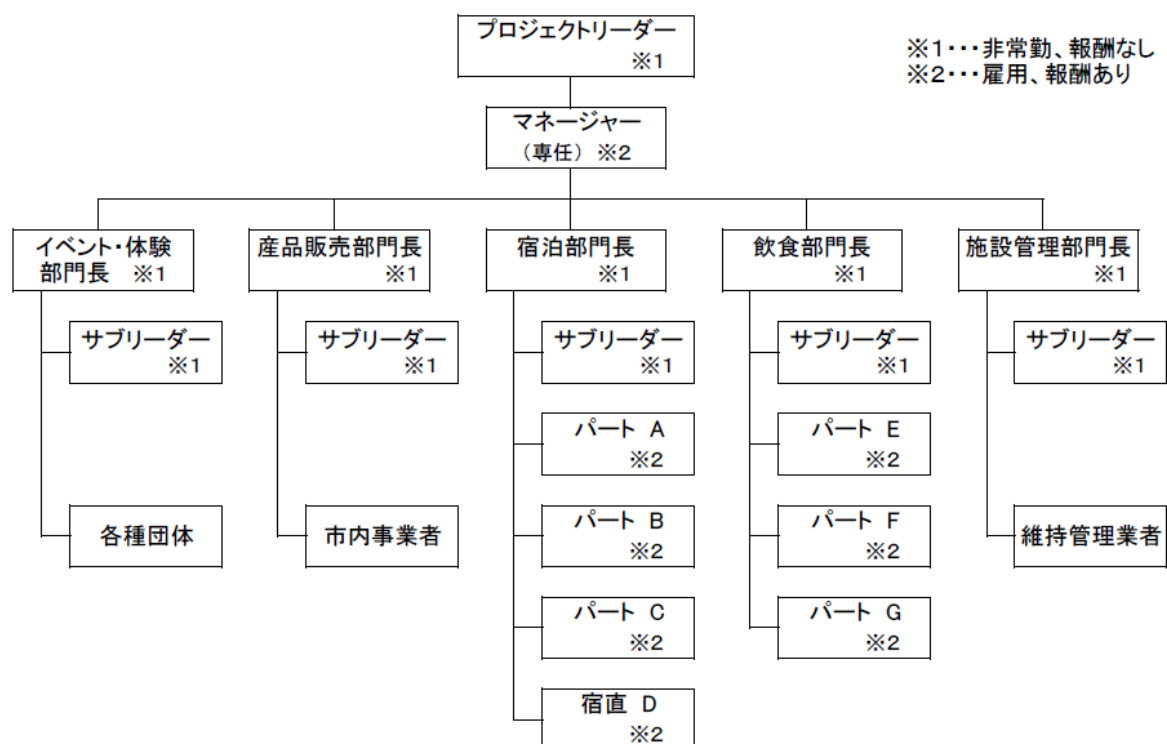
- (1) 改修箇所 ログハウス5棟の床下給水管
- (2) 予算措置 12月補正予算にて対応



3 地元検討状況等について

(1) 運営体制

指定管理開始に伴い、専任マネージャー1名の雇用を予定



(2) 検討状況

11月12日	弥栄のみらい創造会議 事業計画検討会議	事業内容のブラッシュアップ (ジェイアール東日本企画リモート参加)
11月18日	〃	事業内容のブラッシュアップ
11月21日	〃	施設状況確認、収支計画の見直し
11月26日	〃	収支計画の見直し (ジェイアール東日本企画リモート参加)
11月28日	〃	〃
12月11日	第2回事業戦略会議	事業内容・体制・収支計画の検討

(3) 今後の予定

令和5年 1月	施設改修工事完了
令和5年 2月	事業計画ブラッシュアップ完了 試運転・指定管理業務引継ぎ開始
令和5年 3月	指定管理業務引継ぎ完了 ホームページ立上げ・予約受付開始
令和5年 4月	施設再開

建設工事における入札制度に関する変更について

建設工事における不調不落に対する取り組みとして、令和 5 年 4 月 1 日以降の発注案件から、以下のとおり取り扱います。

1 予定価格の公表時期

(1) 変更内容

建設工事の予定価格の公表時期を、事後公表から事前公表に切り替える。

事後公表：落札した事業者と契約締結した段階で予定価格を公表すること。

事前公表：発注案件を案内する段階（※）で予定価格を公表すること。

※一般競争入札においては公告、指名競争入札においては指名、随意契約においては見積依頼の時点を指す。

(2) 対象

浜田市が入札及び随意契約で発注するすべての建設工事

(3) 期間

試行として 2 年間を設定する。（令和 5 年度から令和 6 年度）

(4) 導入時期

令和 5 年 4 月 1 日以降に入札案内、又は見積依頼を行う案件から適用する。

2 建築一式工事の発注標準

(1) 変更内容

格付けを設定している建築一式工事の入札参加者の選定について、規定されている発注標準を変更し、A 等級の参加可能な価格帯の下限を引き下げる。

(2) 変更の詳細

A 等級の下限を「1000 万円」から「300 万円」とする。

請負対象 設定金額	等級	基準 数
9,000 万円以上	A	7
9,000 万円 ～4,000 万円	A+B	6
4,000 万円～ 1,000 万円	A+B+C	5
1,000 万円～ 500 万円	B+C	5
500 万円未満	C+B	4



請負対象 設定金額	等級	基準 数
1,000 万円～ 500 万円	B+C+A	
500 万円～ 300 万円	C+B+A	
300 万円未満	C+B	

(3) 導入時期

令和 5 年 4 月 1 日以降に入札案内を行う案件から適用する。

漁業別水揚げについて（報告）

〈令和4年10月〉

令和4年12月13日
産業建設委員会資料No.1
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：840トン（前年比：117%、123トン） 水揚金額：3億3,142万円（前年比：113%、3,706万円）

【地元沖合底びき網漁業】 水揚量：301トン（前年比118%、+46トン）
水揚金額：1億8,408万円（前年比111%、+1,841万円）

☆ノドグロ（メッキン除く）
〈R3.10〉12トン・平均単価3,331円/kg ⇒ 〈R4.10〉1.2トン・平均単価5,135円/kg
☆マダイ
〈R3.10〉12トン・平均単価683円/kg ⇒ 〈R4.10〉26トン・平均単価905円/kg
☆アナゴ
〈R3.10〉28トン・平均単価843円/kg ⇒ 〈R4.10〉33トン・平均単価1,130円/kg
☆レンコダイ
〈R3.10〉34トン・平均単価236円/kg ⇒ 〈R4.10〉91トン・平均単価203円/kg

◆昨年同月よりノドグロの水揚げが減少したが、マダイ・アナゴ・レンコダイの水揚げが増加したため全体水揚量、金額ともに増加した。

【地元中型まき網漁業】 水揚量：273トン（前年比100%、-0.5トン）
水揚金額：5,255万円（前年比84%、-1,035万円）

☆マサバ
〈R3.10〉53トン・平均単価63円/kg ⇒ 〈R4.10〉124トン・平均単価93円/kg
☆マアジ
〈R3.10〉187トン・平均単価277円/kg ⇒ 〈R4.10〉122トン・平均単価286円/kg
☆ブリ
〈R3.10〉19トン・平均単価113円/kg ⇒ 〈R4.10〉3.5トン・平均単価126円/kg

◆昨年同月よりマサバの水揚げが増加したが、マアジ・ブリの水揚げが減少したため全体水揚量、金額ともに減少した。

【大中型まき網漁業】 水揚量：9.4トン（前年比70%、-4.1トン）
水揚金額199万円（前年比109%、+17万円）

☆ブリ
〈R3.10〉2.9トン・平均単価138円/kg ⇒ 〈R4.10〉9.3トン・平均単価205円/kg
☆マアジ
〈R3.10〉2トン・平均単価231円/kg ⇒ 〈R4.10〉0トン
☆マサバ
〈R3.10〉5.5トン・平均単価67円/kg ⇒ 〈R4.10〉0トン

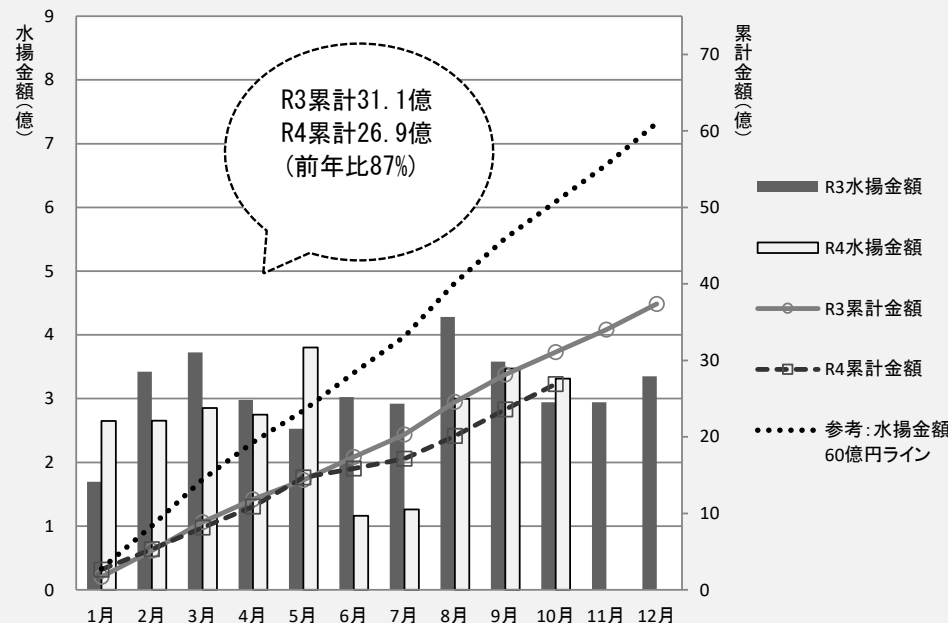
◆昨年同月よりブリの水揚げが増加したが、マアジ・マサバの水揚げが減少したため全体水揚量は減少した。

【地元外中型まき網漁業】 水揚量：144トン（前年比231%、+82トン）
水揚金額4,330万円（前年比317%、+2,962万円）

☆マアジ
〈R3.10〉51トン・平均単価227円/kg ⇒ 〈R4.10〉80トン・平均単価420円/kg
☆マサバ
〈R3.10〉5.5トン・平均単価47円/kg ⇒ 〈R4.10〉50トン・平均単価83円/kg
☆サワラ
〈R3.10〉1.6トン・平均単価522円/kg ⇒ 〈R4.10〉6トン・平均単価601円/kg

◆昨年同月よりマアジ・マサバ・サワラの水揚げが増加したため全体水揚量、金額ともに増加した。

R3・R4 水揚金額



令和3年 令和4年 漁業別水揚げ比較表

10月

漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	3	254,815.8	118.2	153,405,175	111.1	165,677,612
	4	301,280.8		170,448,173		184,084,066
02 沖合底曳網(地元外)	3	0.0	-	0	-	0
	4	0.0		0		0
03 小型底曳網	3	0.0	-	0	-	0
	4	0.0		0		0
04 大中型旋網	3	13,497.0	69.5	1,691,752	109.2	1,827,092
	4	9,379.0		1,846,660		1,994,393
05 中型旋網(地元船)	3	273,539.5	99.8	58,238,484	83.6	62,897,560
	4	273,068.8		48,659,259		52,551,995
06 中型旋網(地元外)	3	62,533.0	230.9	12,666,400	316.6	13,679,712
	4	144,384.0		40,096,647		43,304,377
07 小型いか釣(5t以上)	3	4,350.0	114.1	6,836,750	73.6	7,383,690
	4	4,963.0		5,031,200		5,433,696
08 いか釣(5t未満)	3	763.0	217.3	1,278,600	144.8	1,380,888
	4	1,658.0		1,851,150		1,999,242
09 大型定置網	3	71,482.2	102.3	10,158,686	113.2	10,971,381
	4	73,110.3		11,503,340		12,423,607
10 小型定置網	3	0.0	-	0	-	0
	4	9,385.0		1,403,680		1,515,974
11 しら網	3	0.0	-	0	-	0
	4	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	3	1,491.7	87.7	1,777,964	153.6	1,920,205
	4	1,308.7		2,731,481		2,950,002
13 一本釣(国府)	3	1,401.6	50.4	734,228	122.0	792,968
	4	706.5		895,720		967,379
14 一本釣(長浜)	3	2,772.7	58.8	1,957,420	86.9	2,114,022
	4	1,631.1		1,701,570		1,837,699
15 一本釣(津摩)	3	1,797.9	50.0	876,148	100.6	946,247
	4	899.8		881,830		952,375
16 一本釣(三隅)	3	1,232.3	57.1	343,170	92.6	370,626
	4	703.2		317,640		343,053
17 一本釣(江津)	3	4,016.5	68.4	2,220,376	92.7	2,398,011
	4	2,747.6		2,057,200		2,221,781
18 隣支所	3	2,247.0	154.9	1,215,600	105.2	1,312,848
	4	3,480.5		1,278,440		1,380,716
19 その他	3	108.2	100.2	107,880	133.1	116,511
	4	108.4		143,600		155,088
20 陸送	3	20,687.7	53.4	19,048,875	84.1	20,572,784
	4	11,056.2		16,026,035		17,308,119
合計	3	716,736.1	117.2	272,557,508	112.6	294,362,157
	4	839,870.9		306,873,625		331,423,562
前年との増減		123,134.8		34,316,117		37,061,405

1月～10月累計

数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
1,874,398.5	93.4	1,090,230,328	102.8	1,177,449,048
1,751,238.3		1,121,075,973		1,210,762,352
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
3,080,765.0	101.5	428,023,886	95.0	462,265,807
3,127,711.0		406,453,109		438,969,351
2,086,223.1	85.9	336,414,123	90.4	363,327,239
1,791,147.1		304,042,696		328,366,111
2,660,708.5	34.3	482,221,828	38.7	520,799,577
912,956.0		186,645,945		201,577,620
150,331.0	64.1	123,094,490	51.8	132,942,055
96,404.0		63,750,200		68,850,225
3,083.0	175.3	4,226,810	96.8	4,564,955
5,406.0		4,090,540		4,417,783
216,394.2	131.6	51,080,265	156.1	55,166,693
284,736.5		79,736,120		86,115,032
15,028.5	128.8	3,269,933	190.7	3,531,530
19,358.9		6,234,455		6,733,210
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
45,878.4	157.5	28,846,678	166.0	31,154,406
72,242.3		47,895,589		51,727,241
17,787.6	146.5	13,044,148	109.3	14,087,688
26,054.5		14,251,249		15,391,357
15,473.0	91.5	13,707,812	126.8	14,804,458
14,157.7		17,379,335		18,769,687
9,456.9	75.8	11,018,700	89.4	11,900,193
7,170.3		9,855,524		10,643,965
16,982.8	69.3	12,044,365	94.7	13,007,921
11,772.1		11,403,440		12,315,730
36,451.4	128.2	19,990,936	135.4	21,590,247
46,717.9		27,063,786		29,228,914
24,798.8	74.7	14,964,567	99.2	16,161,739
18,528.4		14,851,871		16,040,026
2,550.3	87.9	2,267,972	122.1	2,449,411
2,242.6		2,769,592		2,991,157
156,509.7	63.0	244,493,480	71.3	264,053,006
98,638.0		174,361,900		188,310,861
10,412,820.7	79.6	2,878,940,321	86.6	3,109,255,973
8,286,481.6		2,491,861,324		2,691,210,622
-2,126,339.1		-387,078,997		-418,045,351

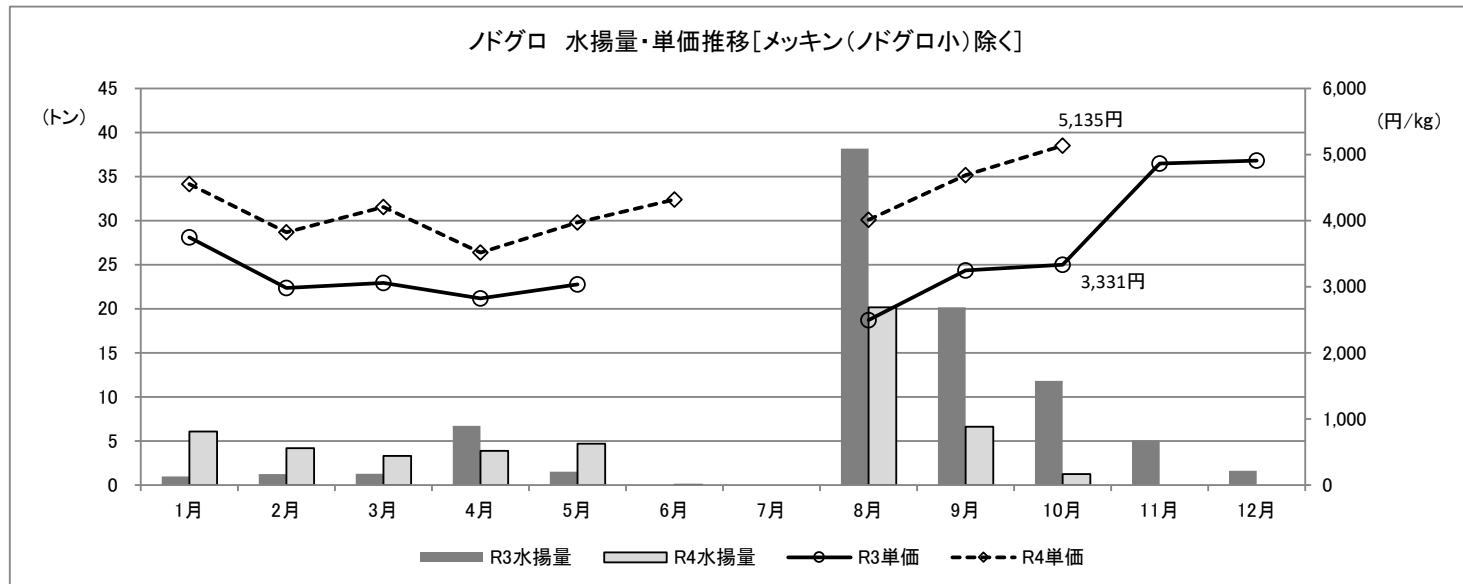
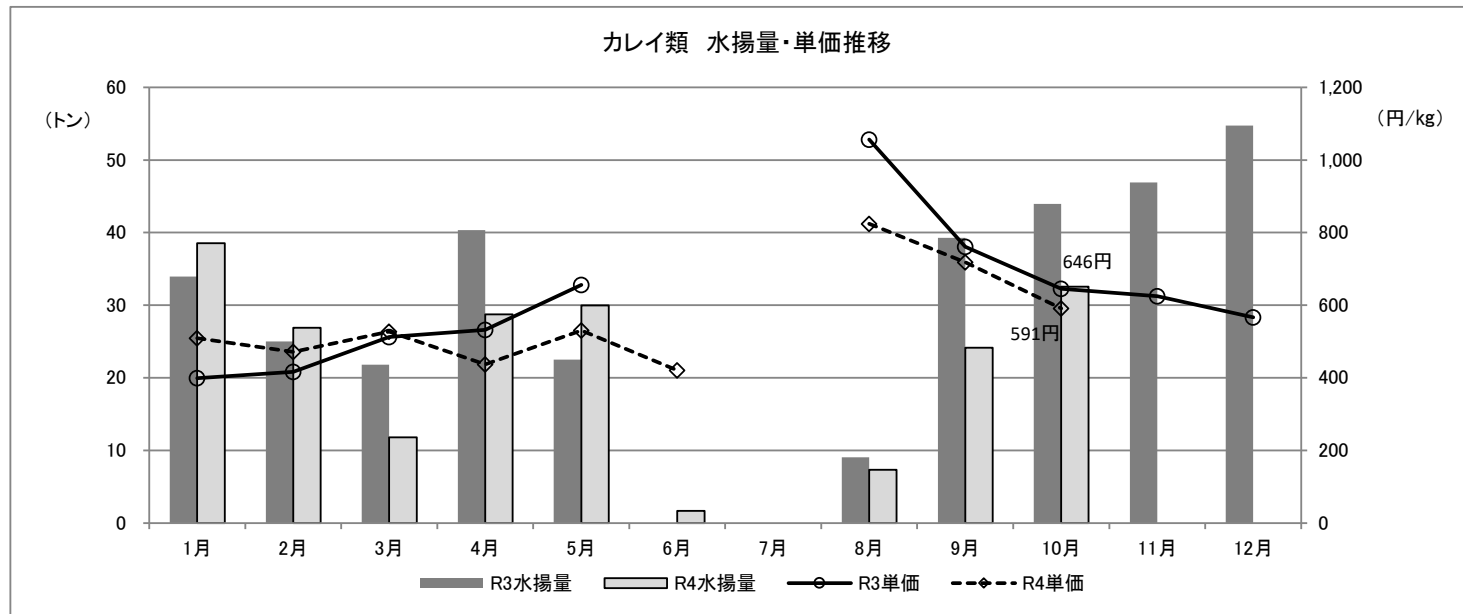
令和4年12月13日

産業建設委員会資料No.2

産業経済部水産振興課

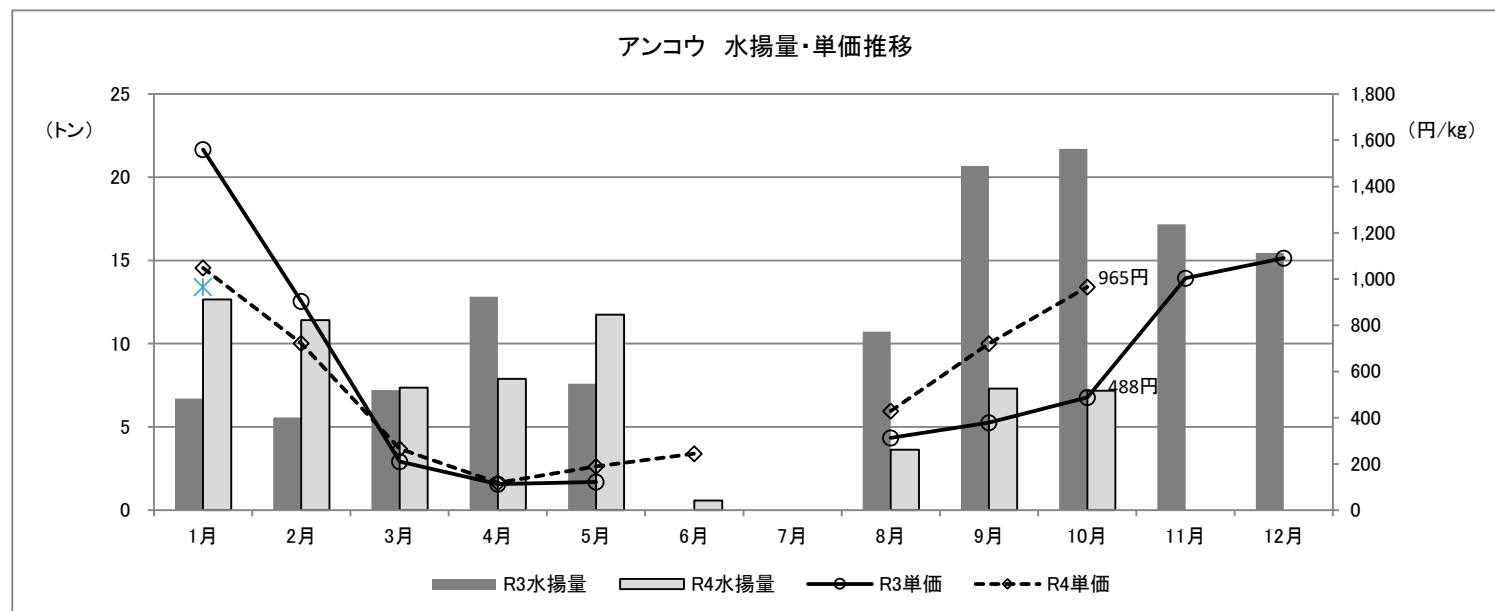
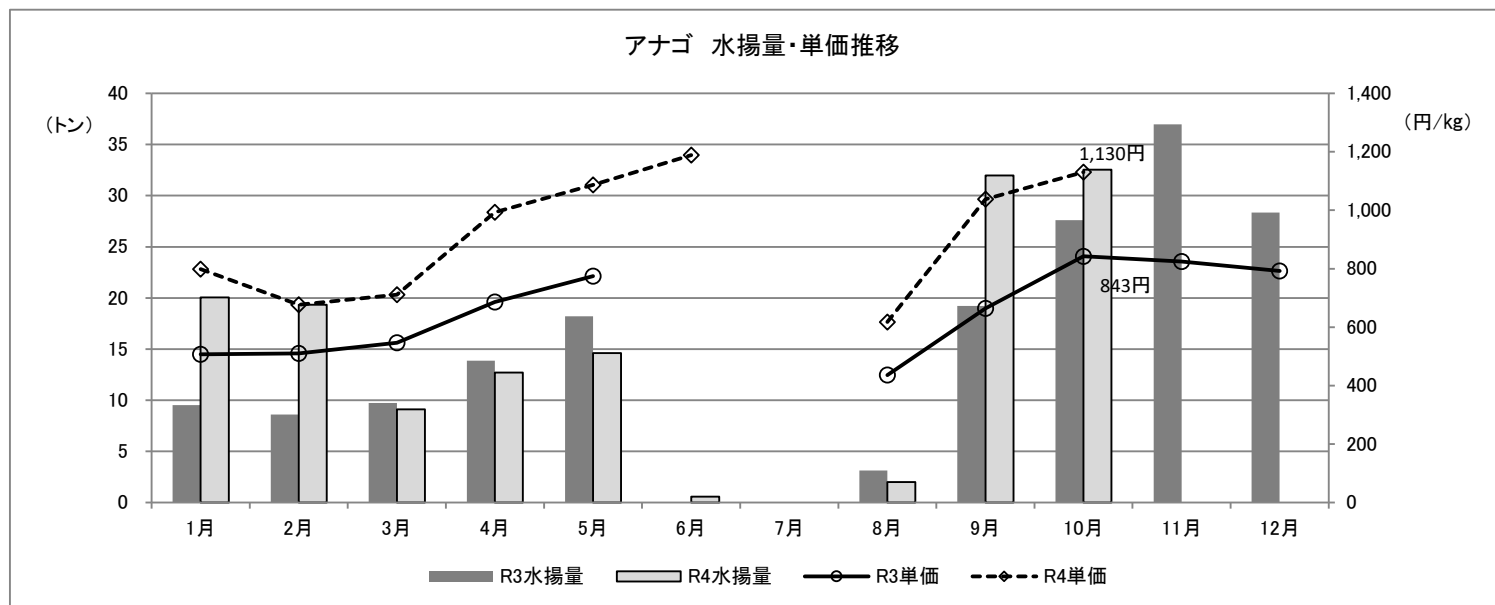
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和4年12月13日
産業建設委員会資料No.3
産業経済部水産振興課



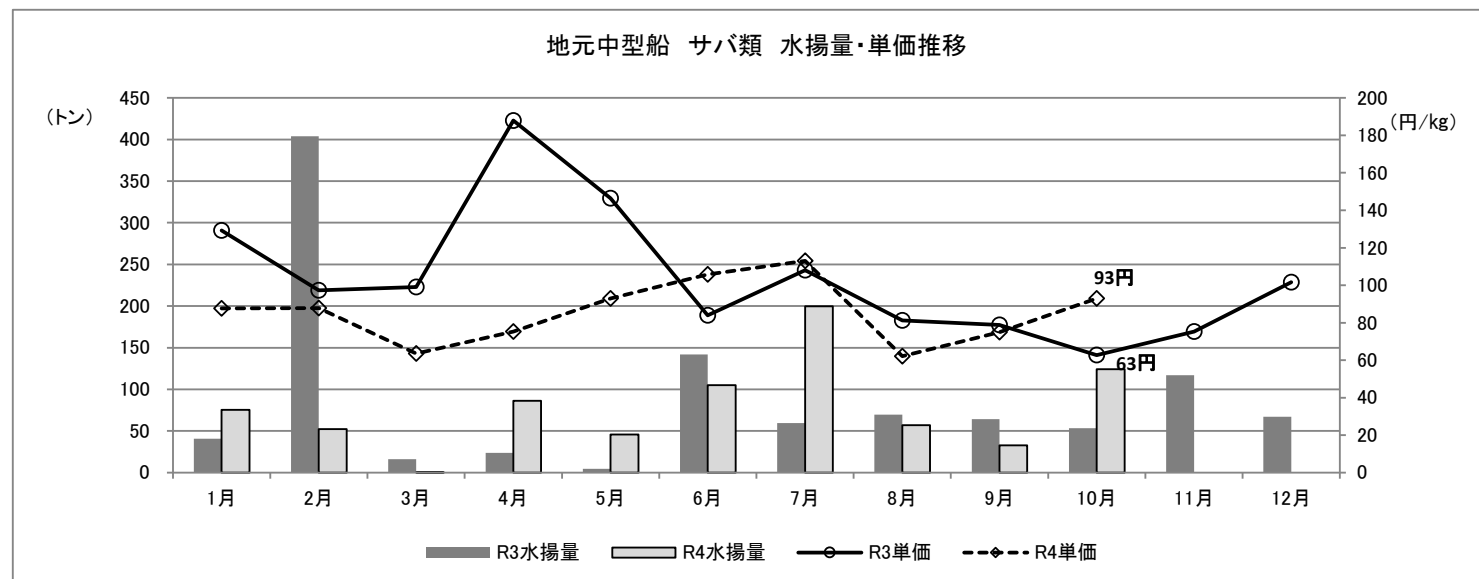
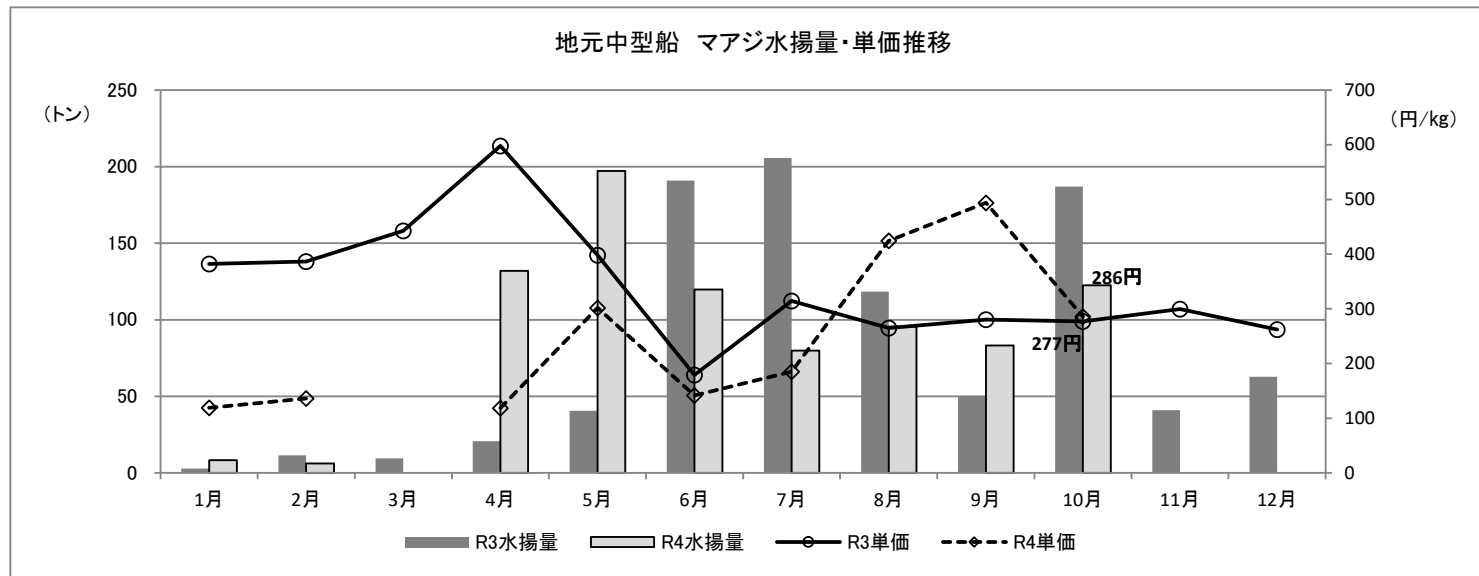
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和4年12月13日
産業建設委員会資料No.4
産業経済部水産振興課



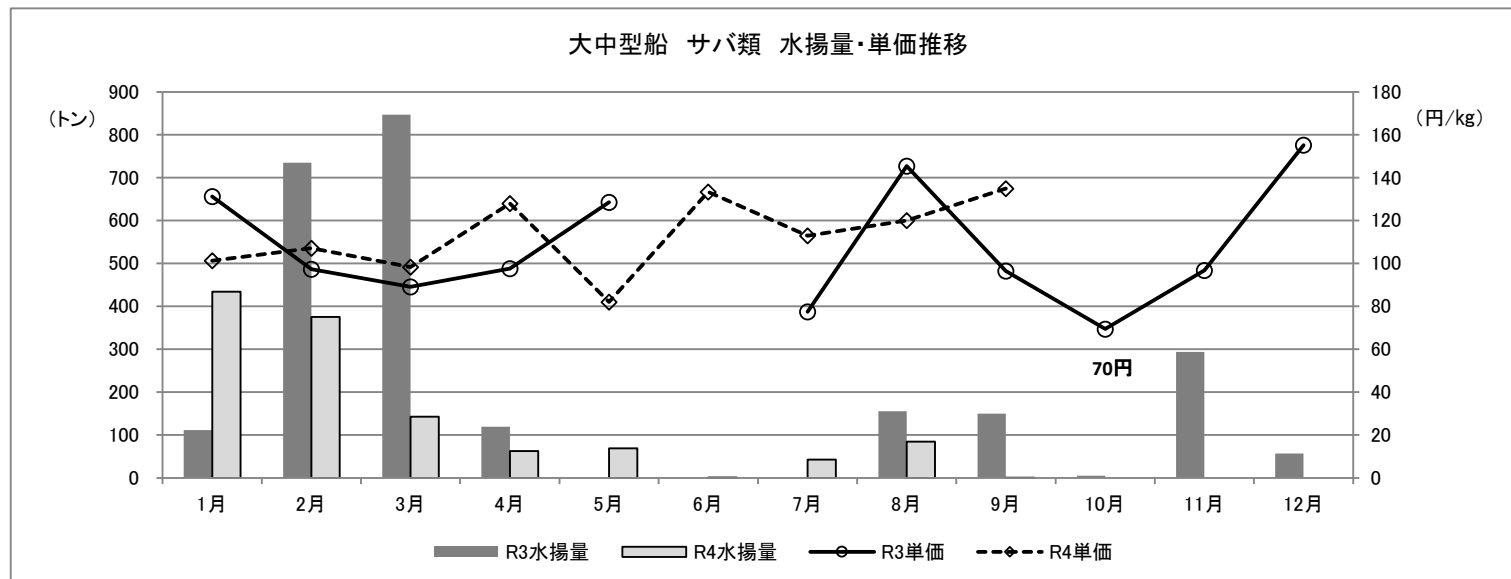
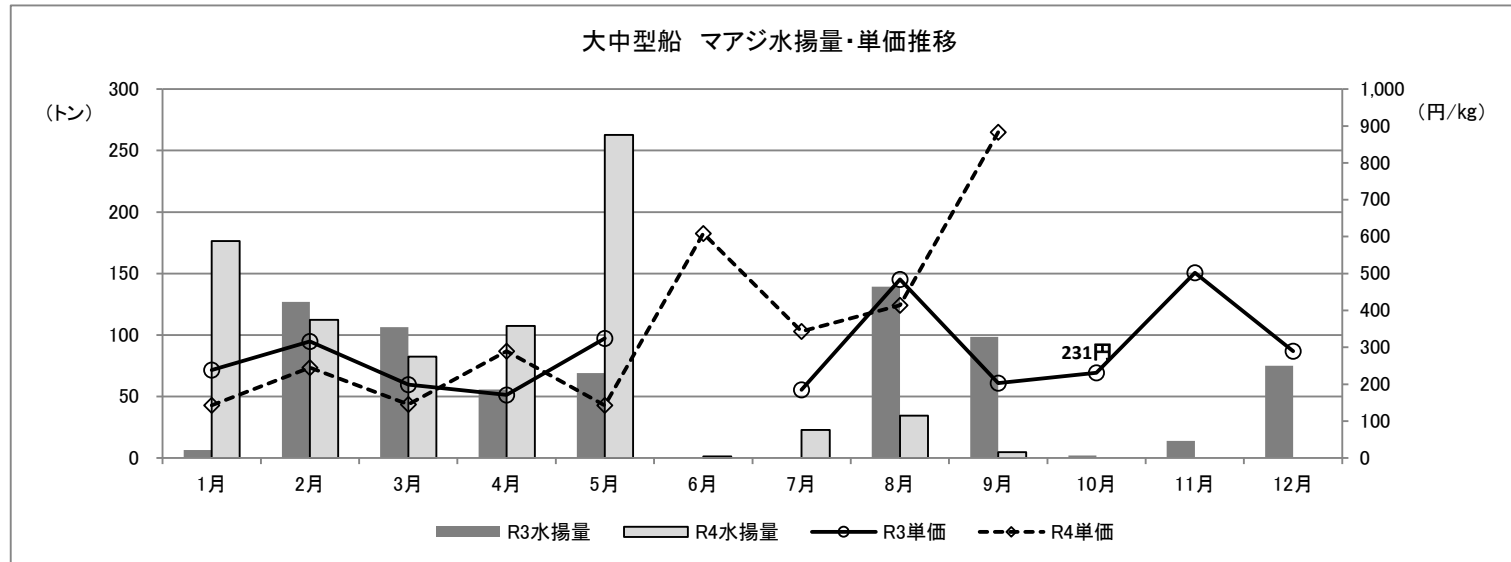
地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和4年12月13日
産業建設委員会資料No.5
産業経済部水産振興課



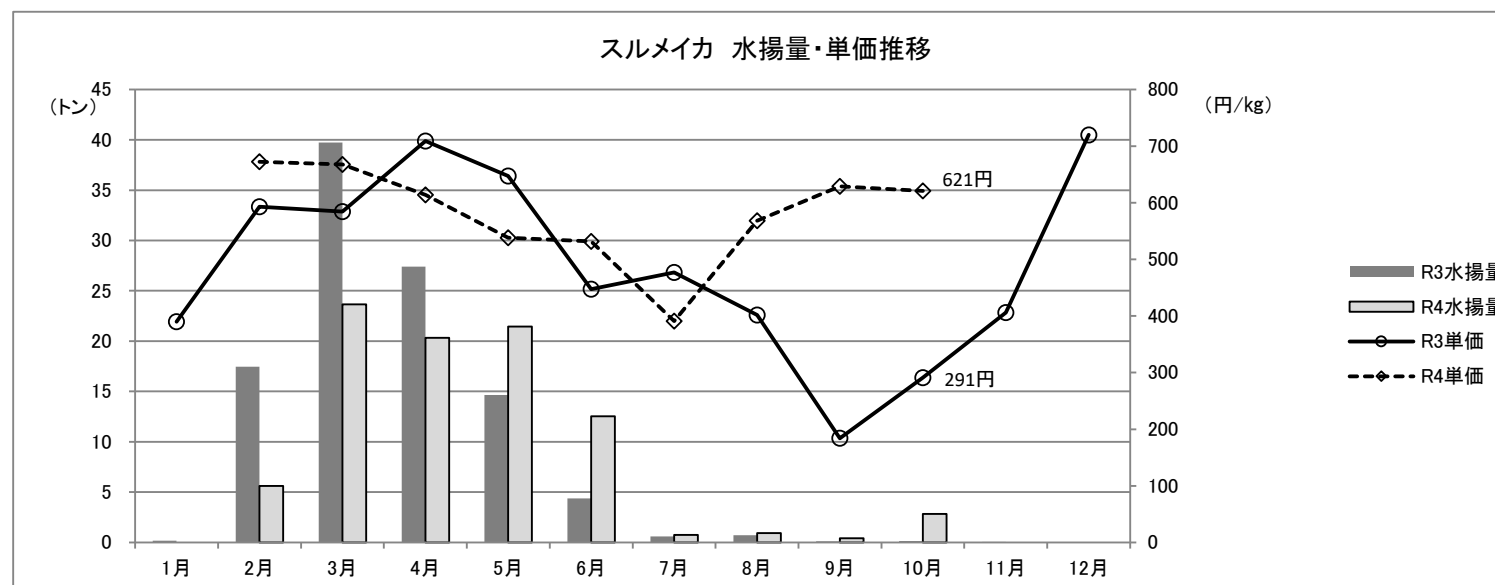
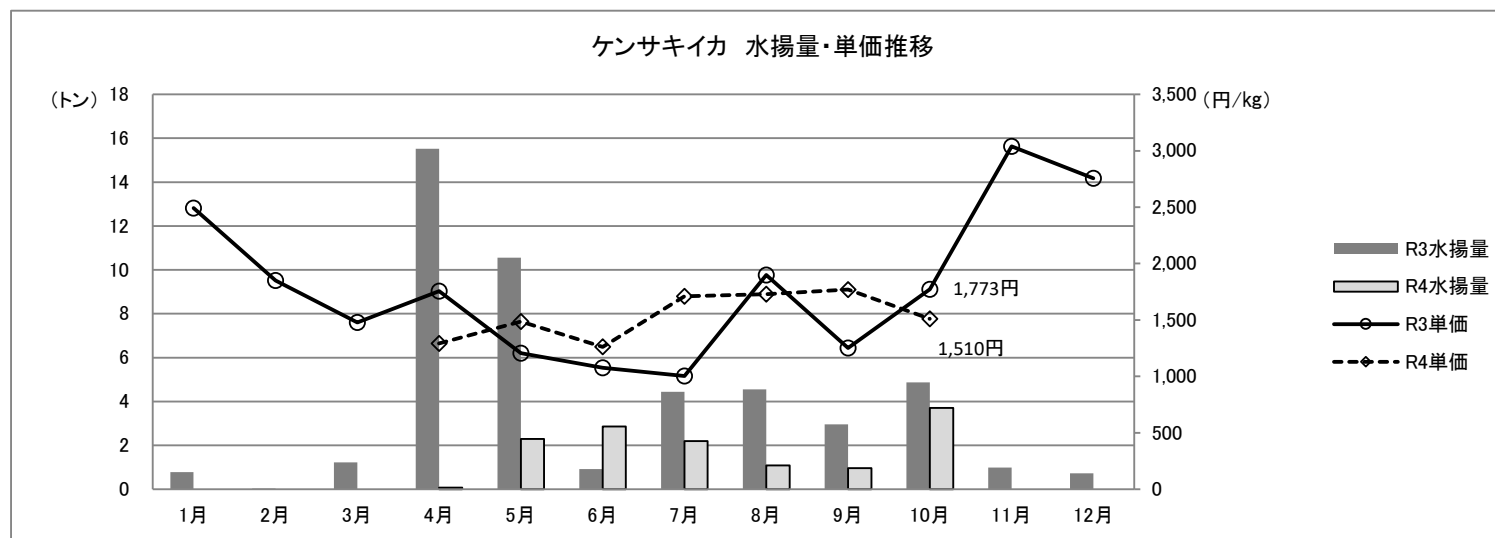
大中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和4年12月13日
産業建設委員会資料No.6
産業経済部水産振興課



いか釣漁業（5 t 以上・5 t 未満） 主要魚種水揚量・単価の推移

令和4年12月13日
産業建設委員会資料No.7
産業経済部水産振興課



浜田港からのロシアへの中古車輸出について

浜田港を利用されている貿易事業者から、浜田港を活用してロシアへ中古車を輸出することについて、下記の通り報告がありました。

記

1. ロシアへの中古車輸出の現状

本年2月のロシアのウクライナ侵攻開始後、米欧などの経済制裁の影響により、ロシア国内の外資系自動車メーカーは新車生産を停止し、9月のロシアの新車販売は前年同月比 60%と大幅減となりました。さらに、欧州からの新車輸入がストップされ、日本からの新車輸入も出来ない状況にあります。

日本政府は西側諸国と歩調を合わせ、対ロ輸出禁止措置を拡大し、4月から「600万円以上的高级自動車」が、6月から「車両重量5トン以上20トン未満の中型・大型トラックやダンプカー」などが輸出禁止の対象となりました。

そうした中、ロシアでは新車の代わりに輸入の中古車を購買する動きが加速、日本では、ロシアへの中古車輸出はウクライナ侵攻後の3～5月は減少しましたが、6月は17,294台（対前月比57%増）と劇的に回復し、現在も推移しています。（ジェトロ「ビジネス短信」）

特に、長年にわたり継続してウラジオストク定期航路を就航している、伏木富山港（富山県）や舞鶴港（京都府）では、中古車の輸出が大幅に拡大し、七尾港（石川県）では15年ぶりにロシアへの中古車輸出が再開されるなど、日本海側の港では中古車輸出が活況を呈しています。

さらに現在は、中古車の輸送が2か月待ちといった状況になっています。

2. 浜田港からロシアへの中古車輸出について

こうした状況の中、浜田港からロシアへ輸出経験のある貿易事業者が、浜田港を活用した中古車輸出について、港湾管理者、荷役業者、陸運局など関係機関と、経済産業省の規制状況等を踏まえた検討が行われ、協議が整いました。

現在、浜田港から以下の通り輸出する準備をされています。

- ① 輸出品目 普通乗用車：輸出禁止とならない600万円未満の普通乗用車
- ② 貨物船 バラ積み貨物船（1万tクラス）：普通乗用車280台積載可能
- ③ 輸出時期 12月中に第1便を就航、当面は月2～3回を計画
- ④ 輸 出 先 ロシアのウラジオストク港
- ⑤ 輸 入 者 ロシアの民間人向けの中古車販売会社

【産業建設委員会分】

ご発言いただいた皆様、貴重なご提言ありがとうございました。
議会で協議した結果を、以下のとおり報告します。

番号	2	テーマ	ふるさと愛あふれる浜田へ
氏名	ふでさか 筆坂 としゆき 寿之		
内容	地域の魅力を知る機会を浜田市民にも他市や他県の方にもアピールする必要がある。それに祭りを活用して他県や他市からも浜田に行きたいと思っ てもらえるような浜田の魅力が詰まった一つの祭りや事業を行っては。		
対応	産業建設委員会の所管事務調査で取り上げる。		
対応結果 など			

番号	3	テーマ	小さい子どもを対象とした遊園地
氏名	きたおか 北岡 ひろむ 泰睦		
内容	お魚センターの周辺に小さな子どもとその親をターゲットとした小さな遊園地をつくることを提案。一日中遊べる場所が浜田市にでき、市外や県内の家族が多く来る。話題性もあり、県外や市外からお魚センターに今まで来たことのなかった家族が来るようになる。お魚センターや市内で買物をすることで、商業がより発展し、また移住したい家族も増えるという流れで、浜田市にとってよい効果がある。		
対応	産業建設委員会の所管事務調査で取り上げる。		
対応結果 など			